

農家の皆様へ

旧農地保有合理化事業（経過措置事業）に係る

# 豪雨災害支援措置

この度の豪雨災害に遭われた皆様に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。  
公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団では、旧農地保有合理化事業（経過措置事業）を利用されている農家の皆様のうち、平成30年7月の豪雨により被災された方を対象に、農用地等の賃借料（金納・物納）に関する支援措置を実施しています。支援を希望される方は、申請が必要となりますので、当財団までご相談ください。

## 支援内容

### 1 受け手の賃借料（金納）の支払いを猶予

賃借料は、毎年12月20日までに受け手の方から当機構の口座へ振り込んでいただいておりますが、甚大な被害により期日までに支払いが困難な方は、平成30年度分の賃借料の支払いを翌年3月15日まで猶予します。

○平成30年10月15日（月）までに、所定の申請用紙で手続きを行ってください。

【受け手の支払期日】

通常の支払期限

12/20

猶予後の支払期限

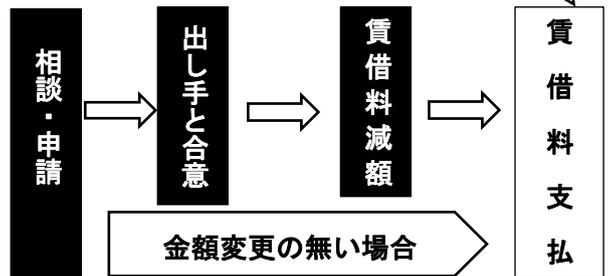
平成31年  
3/15（金）

### 2 平成30年度賃借料の変更に対応

豪雨災害により平成30年度分の賃借料（金納・物納）の変更を希望される場合は、個別に対応します（出し手の同意が必要となります）のでお早めにご相談下さい。

○平成30年10月15日（月）までに、所定の申請用紙で手続きを行ってください。

【賃借料の手続きの流れ】



※物納の場合は、ご希望を聞いた上で、対応させていただきます。

■ 出し手の方に対しては、支払い猶予を受けた農地であっても、賃借料を機構から契約どおりお支払いします（支払い期日：毎年12月25日）。

詳細は、公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団にお問い合わせ下さい。

〒703-8278 岡山市中区古京町1-7-36（県庁分庁舎4階）

公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団

☎ 086-226-7423

FAX 086-206-7330

様式第1-1号（豪雨災害関係・支払猶予申請書【旧農地保有合理化事業】）

平成 年 月 日

公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団  
理 事 長 様

住 所

氏 名 印  
(法人にあつては名称及び代表者名)

平成30年度分農地賃借料（金納）の支払猶予について（申請）

農用地利用集積計画の2共通事項（1）の規定に基づき、平成30年度分賃借料の支払猶予を次のとおり申請します。

記

- 1 支払猶予を受けようとする金額 別紙一覧のとおり
- 2 支払猶予後の賃借料支払日 平成31年3月15日（金）
- 3 支払猶予を受けようとする理由  
平成30年7月豪雨被害により賃借料を支払い期限までに支払うことが困難なため。
- 4 支払猶予を受けようとする理由を確認できる書類（いずれか一つ）
  - ・農業共済損害評価野帳の写し
  - ・被害を受けたことが確認できる書類（市町村が作成する被害ほ場一覧など）

（注）確認種類が無い場合は、機構職員が現地確認をするなど、個別に判断しますので、まずは申請書を提出してみてください。

（注意事項）

- ① 支払猶予を受けた場合でも、出し手（農地所有者）には、契約どおり賃借料をお支払いします。
- ② 支払猶予と賃借料の変更を同時に希望される場合は、賃借料の変更申請書を提出して下さい（提出期限：平成30年10月15日）。
- ③ 支払猶予期間中は、原則、解約や権利移転を行うことはできません。

<別紙一覧>

契約年月日 (農用地利用集積計画)	筆数 (筆)	面積 (m <sup>2</sup> )	年賃借料 (円)	支払猶予希望 (○をつけて下さい)
				有 ・ 無
				有 ・ 無
				有 ・ 無
				有 ・ 無
				有 ・ 無
				有 ・ 無
				有 ・ 無
				有 ・ 無
				有 ・ 無
				有 ・ 無
				有 ・ 無
計				
支払猶予申請賃借料計				

※ 契約年月日、筆数、面積及び年賃借料欄については、機構に連絡いただければ作成して、お送りします。

様式第2-1号（豪雨災害関係・賃借料等の変更申請書【旧農地保有合理化事業】）

平成 年 月 日

公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団

理事長 様

住所

氏名 印  
（法人にあつては名称及び代表者名）

平成30年度分農地賃借料の変更協議について（申請）

農用地利用集積計画により設定された利用権に係る賃借料（金納・物納）を変更したいので、変更協議を申請します。

記

- |   |                                     |   |    |
|---|-------------------------------------|---|----|
| 1 | 変更に係る農用地利用集積計画                      | 別紙一覧のとおり  |    |
| 2 | 変更前賃借料                              | 金   | 円  |
|   |                                     | 物納  | Kg |
| 3 | 変更後希望賃借料                            | 金   | 円  |
|   |                                     | 物納  | Kg |
| 4 | 物納での納入日の変更<br>（翌年度作での2年分まとめた納入等を想定） | 平成 年 月 日まで  |    |
| 5 | 変更理由                                | 平成30年7月の豪雨災害により被災したため。                                |    |
| 6 | 変更理由を確認できる書類（いずれか一つ）                | ・農業共済損害評価野帳の写し<br>・被害を受けたことが確認できる書類（市町村が作成する被害ほ場一覧など） |    |
- （注）確認種類が無い場合は、機構職員が現地確認をするなど、個別に判断しますので、まずは申請書を提出してみてください。

（注意事項）

- ① 出し手（農地所有者）との合意による賃借料（金納）の減額変更の有無にかかわらず、本申請をされて被災が確認された場合は、平成31年3月15日まで支払いを猶予します（物納を金納にかえた場合も同様です）。
- ② 出し手には、契約上の支払日である平成30年12月25日にお支払いします。
- ③ 支払猶予期間中は、原則、解約や権利移転を行うことはできません。

